

## 個人情報保護審議会（第80回）会議録

### 1 会議の日時及び場所

#### (1) 日時

平成17年2月21日（月）午前10時から午前11時45分まで

#### (2) 場所

神戸市中央区下山手通4丁目18番1号

ひょうご女性交流館3階 301

### 2 出席委員及び欠席委員

#### (1) 出席委員

山下 淳            岸本 洋子            赤坂 正浩

伊藤 潤子        佐々木典子        森本 章夫

### 3 職務のために出席した庶務を行う職員の職及び氏名（事務局）

県民情報室

県民情報室長            浜田 充啓            主幹兼個人情報・行政手続係長            井上 勝文

県民情報室            中谷 真紀子            県民情報室            桂 和久

### 4 会議に付した案件の名称

調査審議事項

#### (1) 諮問受付番号16-11号案件（事業者の個人情報の適正な取扱いに関する指針について）

### 5 議事の要旨

調査審議事項

#### (1) 諮問受付番号16-11号案件（事業者の個人情報の適正な取扱いに関する指針について）

委員： 諮問受付番号16-11号案件について、事務局より説明していただく。

事務局より、事業者の個人情報の適正な取扱いに関する指針の改正の考え方、改正案について説明が行われた。

委員： これまで、県の実施機関の取扱いに準じた事業者指針を作成していたが、平成17年4月から個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）が施行されることにより、5,000件を超える個人情報を取り扱う事業者には、法が適用され、法による義務が生じる。したがって、すべての事業者を対象とした指針は、今後は、主に5,000件以下の事業者に対するよりどころとなる。そのとき、指針が法と大きく異なっていると事業者の間に混乱を招くおそれがあるので、法に準じた見直しを行う。ただ、法には規定がないが、本人以外からの取得の制限、センシティブ情報の慎重取扱いについては、これま

での指針で定めており、存置する。その意味では、法適用事業者も含めて、法の上乗せとなっている。その他、法だけではなく、国の各省庁が出しているガイドラインも参考にした改正案となっている。本日、欠席の委員には、事前に意見を伺っている。改正案に対して、ご意見を伺いたい。

委員： 第2の定義で、地方独立行政法人を除いているが、県内ではどのような取扱いになるのか。

事務局： 他府県では、大学、病院を地方独立行政法人とするところもあるようだが、現在のところ、県で独立行政法人を設立する予定は聞いていない。地方独立行政法人、地方三公社については、実施機関に加える考え方と事業者として取り扱う考え方がある。一定の出資法人については、県の場合、個人情報保護に関する規程を定めている。地方独立行政法人については、設立されたときに、改めて審議会のご意見を伺いたいと考えている。

委員： 県では、地方独立行政法人を設立する予定はないので、設立するときに改めて実施機関とするかどうかについて議論をすることとしたい。ただ、地方独立行政法人は、県だけが設立するものではない。そもそも、法で対象外としているのは、個別に独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律を設けているからである。県だけではなく、市町においても地方独立行政法人が設立されることがあるので、事業者指針と条例から除かれることが、気にかかった。地方独立行政法人の行政主体という性格から考えると、本来は、条例で取扱いを定めることが望ましいと思う。また県内市町の地方独立行政法人の取扱いについても注意していただきたい。

委員： 5,000件以下の事業者に事業者指針をどのように周知するのか。どのように事業者への個人情報の取扱いのルール化を図っていくのか。

事務局： 指針を設けた時には、パンフレットを15,000部作成、配布した。その他、各業界団体の広報誌に個人情報保護制度の説明を掲載させていただいている。今回もパンフレットを作成し、商工会議所等を通じて周知に力を入れていく。

委員： 大規模な事業者であれば、業界団体を通じた説明会にも参加していると思う。本県の場合、指針は法に上乗せをしている内容であること、すべての事業者を対象としていることから、法適用事業者以外の事業者にもいかに理解していただき、内部のルールを作成していただくか、検討していただきたい。

事務局： 今のところ、インターネットによる情報提供、パンフレットの配布、広報誌への掲載を考えている。その他の指針の周知の手段については、商工会議所等と協議し、検討する。

委員： 大規模事業者については、活動領域が県内にとどまっていないの

で、県内で活動されておられる、むしろ中小規模の事業者には指針に基づく取扱いをしていただきたいと考えている。

委員： 定義が法律に準じて、個人情報、個人データ、保有個人データの3つに分けられており、複雑になっているので、ますますの周知の必要がある。

委員： パンフレットを作るときには、図、イラストを入れた、わかりやすいものにしていただきたい。

事務局： 内閣府は、昨年夏に事業者及び県、冬に一般国民向けの説明会を行っている。そのときの説明図等も参考にし、パンフレットを作成したい。

委員： すべての事業者に個人情報保護の担当者がいるわけではないので、わかりやすいパンフレットを作成していただきたい。

委員： 指針改正案を認めることでよろしいか。

委員： 異議なし。

委員： 事業者指針は、どのように公表するのか。

事務局： 予定としては、4月1日付けで公告する予定である。

委員： 今後、文言等について、会長と欠席委員と事務局とで調整し、若干修正することもあると思うが、了承していただきたい。